

令和5年3月28日

令和5年第1回岬町議会定例会

第3日会議録

令和5年第1回（3月）岬町議会定例会第3日会議録

○令和5年3月28日（火）午前10時30分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 谷地泰平	2番 瀧見明彦	3番 奥野学
4番 中原晶	5番 坂原正勝	6番 反保多喜男
7番 辻下正純	8番 早川良	9番 竹原伸晃
10番 松尾匡	11番 道工晴久	12番 出口実

欠席議員 0名、欠員 0名、傍聴 6名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田尚司	
副町長 中口守可	総務部理事 兼財政改革部理事	栞山信幸	
副町長 松岡裕二	総務部 企画地方創生監	寺田武司	
教育長 古橋重和	しあわせ創造部 総括理事兼住民課長	今坂嘉文	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端慎也	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長	辻里光則
総務部長 会計管理者	西啓介	しあわせ創造部理事	松本啓子
しあわせ創造部長	松井清幸	しあわせ創造部理事	松下亨
都市整備部長	奥和平	都市整備部理事	吉田一誠
教育次長 兼指導課長	澤憲一	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	小川正純
まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	寺田晃久	財政改革部副理事 兼財政改革課長	内山弘幸

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明

議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和5年3月7日から3月28日（22日）

○会議録署名議員

10番 松 尾 匡 11番 道 工 晴 久

議事日程

日程第 1	三常任委員長報告
日程第 2 議案第19号	令和5年度岬町一般会計補正予算（第1次）について
日程第 3 議案第20号	工事請負契約の締結について（令和4年度町道西畑線 道路改良工事（その2））
日程第 4 議案第21号	岬町犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第 5 議案第22号	岬町事務分掌条例の一部改正について
日程第 6 議案第23号	副町長の選任について
日程第 7 議員提出議案第1号	第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機設置を 求める意見書
日程第 8 議員提出議案第2号	岬町議会の個人情報保護に関する条例の制定につい て

(午前10時30分 開会)

○出口 実議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年第1回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時30分です。

本日の出席議員は12名。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○出口 実議長 日程第1、三常任委員長報告を議題といたします。

3月8日の本会議において事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただいた結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。

事業委員長 谷地泰平君。

○谷地泰平事業委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をします。

3月8日の本会議において本委員会に付託されました6件の案件については、3月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第1号、令和4年度岬町一般会計補正予算（第11次）について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第3号、令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第4次）について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第5号、令和5年度岬町一般会計予算について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、反対賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第8号、令和5年度岬町下水道事業特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第9号、令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第14号、町道路線の認定については、委員会記録のとおり、質疑応答はなく、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された議案について、私の委員長報告を終わります。

○出口 実議長 事業委員長の報告が終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。

厚生委員長、中原 晶君。

○中原 晶厚生委員長 厚生委員会委員長報告を行います。

3月8日の本会議において、本委員会に付託されました10件の案件につきましては、3月15日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

議案第1号、令和4年度岬町一般会計補正予算(第11次)については、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第2号、令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)については、委員会記録のとおり、質疑討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第4号、令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算(第4次)については、委員会記録のとおり、質疑討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第5号、令和5年度岬町一般会計予算について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第6号、令和5年度岬町国民健康保険特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第7号、令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第10号、令和5年度岬町介護保険特別会計予算については、委員会記録のとおり、質疑

応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第16号、岬町子ども・子育て会議条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第17号、岬町子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第18号、岬町国民健康保険条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑討論はなく、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された10議案について私の委員長報告を終わります。

○出口 実議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、奥野 学君。

○奥野 学総務文教委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

3月8日の本会議において、本委員会に付託された6件の案件については、3月16日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第1号、令和4年度岬町一般会計補正予算(第11次)について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論なく、満場一致で可決されました。

議案第5号、令和5年度岬町一般会計予算について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第11号、令和5年度岬町淡輪財産区特別会計予算についてから、議案第13号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計予算についてまでの3件は一括議題とし、委員会記録のとおり、質疑討論なく、3件とも満場一致で可決されました。

議案第15号、岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一

部改正については、委員会記録のとおり、質疑討論なく、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された6議案について、私の委員長報告を終わります。

○出口 実議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第1号、令和4年度岬町一般会計補正予算(第11次)について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号を起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は原案可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)についての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号、令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第4次）について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ただいまから、議案第4号、令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算（第4次）について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号、令和5年度岬町一般会計予算について討論を行います。討論ございませんか。反対、賛成、どちらですか。

○中原 晶議員 反対です。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第5号、令和5年度岬町一般会計予算について、賛成できないと考える立場から討論に参加したいと思います。

来年度の一般会計予算については、保育所保育料0歳から2歳の課税世帯の保育料の半額減免

や高齢者の補聴器購入助成事業など、住民の願いに沿った思い切った前向きな予算化が認められます。

妊婦初回産科受診料支援事業補助金など、安心して出産・子育てできる仕組みづくりが盛り込まれております。低所得のひとり親世帯への家賃補助事業も予算化されており、実施にはまだ課題を残しているとは言え、弱い立場に置かれている家庭への支援として歓迎するものであります。

結婚新生活支援事業補助金の拡充など移住定住の促進や、若年層、子育て世帯への支援にもつながる様々な施策が予算化されており、人口の増加という住民の願いに沿うものであります。

一般職の職員給与と管理職手当の独自減額を撤廃し、基準どおりに給与と管理職手当が受け取れる状況となることは職員の皆さんの労働意欲を増進し、住民サービスの向上につながるものと認めるところであります。

危険空き家の解体撤去への補助金増額やブロック塀撤去改修の補助金の継続など安全安心のまちづくりを進めるものと期待するところあります。

しかしながら、住民の利益が得られないと考える事業や予算が盛り込まれており、来年度一般会計予算については賛成できないと考えるものであります。

学童保育の入室基準の変更に伴い、これまで学童保育を利用していた子どもたちが利用できなくなることは重大問題であります。これまで保育所の入所基準を準用していた学童保育ですが、来年度以降、独自の基準を設け、午後1時半以降、保護者が家庭にいない日が週に3日以上あることが基準の一つとされました。もし週に2日、保護者が就労により留守になる場合、学童保育は利用できなくなります。また、育児休業期間中や就職活動中の利用ができなくなり、学童保育が果たすべき役割が縮小されます。独自の基準を設けることを否定はしませんが、対象を狭くすることにより放課後の子どもの安全が守られるのか懸念するところです。来年度からの入室基準の見直しは子育て支援の拡充に逆行するものであり、保護者が安心して働き続けることへの阻害要因にもなりかねないことを指摘しなければなりません。

事業委員会において、いくつか見過ごせない問題が確認されました。新たなみさき公園のモニタリング結果を公表する予定がないことが確認されました。モニタリング結果に基づくモニタリング業務では、岬町が定めた要求水準を満たしていない場合、改善要求措置や契約解除を行うこともある重要なものであります。モニタリング支援業務委託料として763万円を予算化しており、結果を公表するべきであります。

海釣り公園の栈橋上に設置されている休憩施設とつと食堂の屋根の修理のために、町の補助金を支出する計画も住民の理解が得られないと考えるものであります。そもそも当該施設は指定管

理者の強い要望で設置されたもので、所有者は指定管理者であります。指定管理者が変わった場合は町に移管されるとはいえ、民間事業者の所有物に町税を投入することに住民の理解が得られるとは思いません。

(仮称)美崎苑連絡線の建設のための予算についても同様であります。(仮称)美崎苑連絡線については、2018年度予算として提案された経過があり、その折にも賛成できないと申し上げたところでありました。結局のところ、2018年度には事業化に至りませんでした。今回改めて境界確定と測量設計の委託料として合計800万円余りの予算が提案されています。事業委員会では、地元からの強い要望や用地の無償提供、災害時の避難経路といった説明を受けました。それらを否定するものではありませんが、災害時の避難路であれば、当該地域には複数の道路が走っていることや、歩いて避難することを考えると、計画されている道路位置の近くに既に道路は設置されています。道路建設に総額4,500万円程度が想定されており、年金の目減りや物価高騰で暮らしが大変な今、当該工事を行うことに住民的な理解が得られるとは思えません。

教育の機会均等のために設けられている就学援助については、岬町の実態を示した資料をいただきました。中学校は利用者の割合が減少傾向にあるものの、小学校では増加に転じており、今年度の実績で、小中学校ともに約16%となっています。文部科学省の調査では、就学援助の認定基準を生活保護の基準額に一定係数を掛けたものが77%を超えており、1.2倍から1.3倍と設定している自治体が最も多くなっている中、岬町においては1倍、すなわち生活保護の基準額としており、過去に狭められた対象が広げられることがないままとなっております。これでは温かみのある町政とは言えないと考えるものであります。

デジタル関連事業が様々な分野で進められており、利便性の向上や科学技術の進歩を暮らしに役立たせることは歓迎しますが、個人情報や役場以外が扱うことによるリスクがあることや、膨大な経費がかかることも懸念を持つところであります。

来年度予算については、新型コロナの3年間、様々な努力して取り組んでこられた学校給食費の無償化や事業者支援金などが軒並みなくされております。まだ続いているコロナ禍と物価の高騰で傷んでいる住民の暮らしを下支えする必要があるにもかかわらず、暮らしを足元から支えるには不十分であると言わざるを得ません。

国や大阪府の進める政治が住民を苦しめている下で、防波堤となって住民の暮らしを守る役割を果たすのが地方自治体であります。その役割を十分果たしているとは言い難い予算となっており、賛成しかねる立場であります。

○出口 実議長 賛成討論ございませんか。

辻下正純君。

○辻下正純議員 令和5年度岬町一般会計予算について賛成討論いたします。

令和5年度一般会計予算について、私、辻下からは賛成の立場で討論させていただきます。

本会議及び常任委員会において、令和5年度の町政運営方針や主要事業の説明を受けました。我が岬町においても、少子高齢化が進み、厳しい財政状況の中においても、子育て・教育・観光などに加え、令和5年度デジタル社会への対応など、時代に沿った取組を行うことで町の魅力を高める施策が予定されていることを理解しました。また、新たなみさき公園については、将来の岬町に大きく貢献する取組について大いに期待しております。

田代町長が先頭に立ってリーダーシップをとり、推進していることを私は高く評価しております。引き続き、住民ニーズをしっかりと把握し住民サービスを意識したきめ細やかな町政運営を願うものであります。

なお、私ごとになりますが、皆様の御支援の下、長きにわたり議員として様々な活動をしてまいりました。微力でありましたが、私なりに精いっぱい議員として取り組んできたつもりでございます。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

これからは、一住民として岬町を見守っていきたいと考えています。田代町長のますますの堅実な町政運営に期待し、期待を込めまして私の賛成討論といたします。

○出口 実議長 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 賛成討論の方。

瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 議案第5号、令和5年度岬町一般会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

当初予算につきましては、ロシアのウクライナ侵攻による原油価格の高騰に代表されます物価高騰の中、非常にバランスのとれた予算案となっております。例を申し上げますと、福祉・子育て支援分野では、町独自の施策として、0歳から2歳児の課税世帯、第1子の保険料半額軽減、また、都市基盤分野では、多奈川池谷地区の町道西畑線の令和5年度完成予定など、生活応援施策として働く世代に応援商品券交付事業など、本町政策課題を十分に踏まえた予算編成になっていることがうかがえます。

また、岬町ゼロカーボンシティ宣言による脱炭素化に挑戦する姿勢と、岬町DX基本計画によるデジタル社会の実現に向けた取り組みをしっかりと感じる事ができました。将来を見据えた

持続可能なまちづくり、SDG s を加速させる予算編成であると強く認識をいたしました。

以上の観点より賛成とさせていただきます。

○出口 実議長 ほかに討論ございませんか。賛成ですか、反対ですか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 私、竹原より賛成の立場で討論をさせていただきます。

各常任委員会でも付託された案件、しっかりと審議していただきました。

委員会別に申しますと、まず事業委員会所管分におきまして、町道美崎苑連絡線を工事着工するといったことで、住民の利便性並びに災害対応に関しまして、かなり前に進むこの工事の計画がなされていることにとっても注目しています。

そして、また事業委員会のところで、みさき公園のモニタリングをしっかりとされて事業者と関係性を進めていく。これが議論されました。

そして、事業委員会におけるところでは、とっとパーク小島の栈橋の建物の件でございますが、必要性が議論されました。私自身他の市町からお客さんが来て、岬町を案内するときが一番に連れていくのがこの施設でございます。岬町を紹介する中で必要不可欠な施設だと、このように理解しております。

続きまして、総務文教委員会所管分におきまして、委員会の討論でも申しましたが、航路再生事業3年のうちの2年目の計画がしっかりとされておられました。この件に関しましては、深日港活性化・空港対策特別委員会でも審議をしておりますが、この岬町のある姿、航路を利用して大阪南回りルートを構築していく。この事業を進めるといったことが今後の岬町に必要なことであると、私はそういうふうに認識しておりますので、いい予算が組めているのではないかと考えております。

そして、住民の方が生き生きと活躍できるため生涯学習課のところで、岬町の歴史館がしっかりと利用できる計画があったといったことも賛成の理由です。

また、総務文教委員会のところで電気自動車の購入補助、これも予算化されていることが、先ほど瀧見議員も言われましたがゼロカーボン、地球環境にやはり住民の方が車に乗るに当たっても二酸化炭素を出すといったことに抵抗が出てきた方もおられますので、そういったことに岬町も目を向けていただいているということを確認させていただきました。

厚生委員会におきましては、私は委員ではございませんので、聞かせていただくだけでしたが出口委員から肝炎治療について、町からの補助金の議論がありました。やりとりを聞いていて、この十数年前に私は母親を肝炎が原因で亡くしておりますので、技術の進歩がかなりなされてき

てそれに向かって町も協力して進めているといった予算がしっかりと付いているということを確認させていただきました。

以上のことを加味しまして、今回令和5年度の当初予算しっかりと必要なところには付けていただいていると理解しております。賛成討論とさせていただきます。

○出口 実議長 反対、賛成討論ございませんか。反対ですか、賛成ですか。

○松尾 匡議員 賛成討論をします。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私からは2点ほど要望を加えて、今回は賛成討論とさせていただきたいと思えます。

委員会、私は、所管は厚生委員会と、そして総務文教委員会に出席をしまして、様々な事業についてお伺いをし、そして提案をさせていただきました。その中で2点気になっているところがありますので、そこを要望したいと思います。

まず1点目、来年度、令和5年度は今から数年後にわたる町の様々な事業において、計画を策定する年であります。いわば町の未来への道しるべとなるものを作っていくという年であります。今までもなされてきたこれら計画の策定というのは、コンサルタント会社に今までも委託をされて、そして作ってこられたということでもあります。そして、今回もそういうふうになされるということで、今年度もその委託金額を合計すると結構な金額になります。数千万円以上かもしれません。過去にもコンサルタント会社に委託されてきた、これらの計画ということでその手法というのは多分職員の皆さんも十分理解されてきているのでは、そろそろないかなというように考えているところでございます。そろそろ自分たちの町は自分たちで計画して、そして作っていくんだというような、そんな気概を持ってやっていただきたい。そして、そんな町であってほしいと、これは願っております。

あともう一つ、先ほど様々な議員からも意見がありました、厚生委員会での質疑・提案の中の環境問題、そしてごみの問題、また、リサイクルの問題というのが私からも質疑をさせていただきました。様々なことが明るみになりました。

岬町は、岬町プラスチックごみゼロ宣言、そして岬町ゼロカーボンシティへの挑戦というのを表明されている以上、SDG sそして循環型社会の実現に向けて自治体の責任をしっかりと全うしていただきたい。そして、つじつまの合う町政を願いたいと、このように申し上げます。委員会では、これら様々な問題、明るみになりましたが一つ一つ検討していくというような旨の回答を得られましたので、ここでは反対をせずにしっかりと取り組まれていくのか状況を見守りたいと

考えて、今回は賛成討論としたいと思います。

○出口 実議長 反対討論、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 これで討論を終わります。

これより議案第5号を起立により採決します。

本件について、各委員長の報告は原案可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○出口 実議長 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号、令和5年度岬町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○出口 実議長 どうぞ。中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第6号、令和5年度岬町国民健康保険特別会計予算について、賛成できないと考える立場から討論に参加いたします。

来年度は、大阪府においては国民健康保険の都道府県化の激変緩和措置最終年度に当たります。緩和期間の6年間においては、旧来からの町独自の計算による保険料と大阪府の統一保険料等を比較し、低いほうの保険料に設定してこられ、来年度においてもそのような措置が行われるところではありますが、保険料が引き下げられるという見通しは、残念ながら委員会では示されませんでした。少しでも保険料を低く抑えたいという担当課の思いは理解するものですが、高過ぎる保険料の引き下げを求める立場から、賛同できないと考えるものであります。

○出口 実議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

本委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○出口 実議長 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号、令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論ございませんか。反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第7号、令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について、賛同できない立場を申し上げます。

75歳になった途端に強制的に加入させられる後期高齢者医療ですが、来年度保険料においては、今年度を維持する第8期となっております。6期に引き上げられた保険料が、7期、8期とスライドされており、撤廃された軽減措置の影響も懸念されるところであります。重い保険料負担に対する町独自の何らの措置もとられないままであり、制度そのものの撤廃を求めて賛同できない立場を申し上げます。

○出口 実議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○出口 実議長 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号、令和5年度岬町下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号、令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案9号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号、令和5年度岬町介護保険特別会計予算について討論を行います。討論

ございませんか。反対ですか。賛成ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第10号、令和5年度岬町介護保険特別会計予算について、賛同しかねる立場から討論を行います。

来年度においても2018年度から引き上げられた高い保険料が維持されたままとなっており、重い負担を何とかしてほしいという高齢者の声が寄せられ続けています。高い保険料の負担軽減を求める立場から賛同しかねます。

○出口 実議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○出口 実議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号、令和5年度岬町淡輪財産区特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を起立により採決します。

本件について、委員長報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号、令和5年度岬町深日財産区特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

本委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計予算について討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号、町道路線の認定について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号、岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する
条例の一部改正について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号、岬町子ども・子育て会議条例の一部改正について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号、岬町子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号、岬町国民健康保険条例の一部改正について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は全て議決されました。

委員長の皆さん、各委員の皆さん、ご苦労さまでございました。

○出口 実議長 日程第2、議案第19号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第1次）についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部副理事、内山弘幸君。

○内山財政改革部副理事 日程第2、議案第19号、「令和5年度岬町一般会計補正予算（第1次）について」をご説明いたします。

本補正予算につきましては、松岡副町長が令和5年3月末日をもって任期を終えられますが、本町が政策課題として取り組んでおります深日港と洲本港を航路で結ぶ広域型サイクルツーリズムを活用したまちづくり事業をはじめとする地方創生事業の取組のさらなる推進を図るため、後任として国土交通省から新たに副町長を迎え入れるための経費、国は新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを5月8日以降、現在の「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げる一方、予防接種法上の臨時接種として現在全額公費負担のワクチン接種を令和6年3月まで延長する方針を決定したことに伴うワクチン接種経費及びワクチン接種に必要な体制を確保するための経費、少子化や就労形態の変化による保育ニーズが多様化する中、園児数の減少が続く淡輪幼稚園の今後の方向性を定めるため、学識経験者を含めた検討委員会の設置に必要な経費を計上するものでございます。

なお、これらはいずれも当初予算編成以降に補正予算の編成が必要になったことから追加議案として提案させていただくものでございます。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,325万8,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ77億7,025万8,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、1億2,047万9,000円を計上いたしております。内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費に充当するための新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金6,281万円を、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費に充当するための新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金5,766万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金といたしまして、本補正予算の編成に際して必要な財源としまして、財政調整基金繰入金1,259万1,000円を計上いたしております。

諸収入といたしまして、副町長に係る特別職宿舍利用料18万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお詳細につきましては9ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして、副町長を迎え入れる経費1,245万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては人件費として、給料、職員手当等、共済費の合計で1,115万3,000円を、防災服などの消耗品費9万6,000円を、特別職宿舍借上げ料105万円をそれぞれ計上いたしております。

衛生費といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業費及びワクチン接種体制確保事業費1億2,047万9,000円を計上いたしております。内容といたしましては、高齢者など重症化リスクの高い65歳以上の高齢者、基礎疾患のある方、医療従事者などを対象としたオミクロン株対応ワクチンの先行接種を5月以降に開始するとともに、9月以降は年末年始に想定される感染拡大に備えるため、全ての世代を対象にワクチン接種を実施するもので、年1回接種を基本に、高齢者らは先行接種と合わせ2回接種を可能とするもので、新型コロナウイルスワクチン個別予防接種委託料6,281万円を計上するとともに、ワクチン接種に必要な体制確保事業費としてコールセンター業務委託料2,856万9,000円を、新型コロナウイルスワクチン集団予防接種委託料792万円を、新型コロナウイルスワクチン輸送業務委託料291万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

教育費といたしまして、今後の淡輪幼稚園のあり方を検討する委員会委員報償費32万8,0

00円を計上いたしております。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

谷地泰平君。

○谷地泰平議員 私のほうから、教育費幼稚園費の淡輪幼稚園のあり方検討委員会経費、こちらについていくつか質問させていただきます。

まずこちら、淡輪幼稚園、園児数が減ってきてというところで、今後の在り方というところを考えなきゃいけないという状況において設置される委員会というところだと思うのですが、10名5回分ということで32万8,000円が計上されておりますけれども、まずこの淡輪幼稚園のあり方検討委員会。これはまずいつ頃設置される予定なのか。あとは委員において住民公募もあるのか。そして、内容として淡輪幼稚園の今後の方向性を定めるためとされているのですが、これは今後の方向性というところはいつまでに決める予定となっているのか。そして最後に、こちらの2月13日から3月8日まで住民アンケートが実施されておりますけれども、この住民アンケート結果というところは今後公表される予定となっているのか。

以上、4点について回答をお願いします。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

今回設置します淡輪幼稚園のあり方検討委員会につきましては、学識経験者を含めまして約15名の委員構成を予定しております。

内容につきましては教育関係者、児童福祉の関係者、幼稚園・保育所保護者代表者の方を予定しているところでございます。住民公募につきましては、今回設置します検討委員会の内容としましては淡輪幼稚園に特化したものでありますので、幼児教育の関係者のみで構成したいと考えておまして、公募の予定というのは今のところございません。

今後の方向性についてですが、検討委員会会議を5回予定してはるんですけども。まず検討委員会のご意見をいただきまして、その後教育委員会のご意見等も交えて判断したいと思っておりますので、その後になると考えております。

アンケートにつきましては、合計212件のご意見をいただいております。いろんなご意見いただいておりますので、現在その内容について取りまとめているところでございます。

委員構成は15名ですけれども、報償費が必要になる委員につきましては10名ということになっております。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの回答によると、住民公募というところは今現在は予定をされていないというところかと思うのですけれども、併せてお聞きしたいのですが、今回この淡輪幼稚園のあり方検討委員会においては、淡輪幼稚園に特化したところで、幼児教育の専門家というところを主に構成されるという、今お話であったかと思うのですけれども、このアンケートを答えた方の話だと認定こども園というところを今後考えてもいいのではないかという意見が多くあるというふうに耳にしているのですが、そうなった場合に保育の専門家等々もあり方検討委員会に必要になってくるのではないかというように思うのですけれども、その辺のお考えをお聞きしたいというところと、あと、いつまでに方向性を定めるかというところに関しては、先ほどの答弁によると、まだ細かい具体的な日程は決まっていないというところかと思うのですけれども、今、年長さんが来年度12名となった場合に、このままもしも入園児がいなかったら、淡輪幼稚園では園児がいなくなるという状況において、やはりそのスケジュール感というところは早急に決めたほうがいいのかと思うのですが、その辺についてお考えをお聞きしたいのと、あと最後に、アンケート結果の公表の部分についてまだ回答をいただけていないと思うのですけれども、そちらについて回答をお願いします。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます

幼児教育に関係する方を委員会のメンバーとして考えているところですが、幼稚園のほか、保育所の関係者も含めて構成したいと考えております。時期につきましては検討委員会のご意見も含めて、次の募集も引き続き行っていく予定をしておりますけれども、その結果も併せて判断したいというふうに考えているところでございます。アンケートの結果につきましては整理後、公表方法について検討させていただきたいと考えております。

○出口 実議長 ほかの議員さん、質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま谷地議員から質問のありました淡輪幼稚園のあり方検討委員会の経費に関わり、私からもお尋ねいたします。

一つ確認なのですが、淡輪幼稚園をなくすということを前提としているものではないということとは間違いありませんね。単純なことですが、それをお聞きしておきたいと思います。

それと5回委員会、検討委員会の開催は5回ということで、これは結構なテンポです。お考えなのですね。来年度の募集時期までに、一定の考え方といいますかを出そうと思ったら、ほぼ月に1回ぐらいのテンポになってくるのではないかと考えているのですが、諮問を受けて、その結果を教育委員会としてどう考えるかということを通す。それが最終結論となるかどうか分かりませんが、頻度としては月に1回ぐらいの感じなのかなと考えていいのかなということと、それからこのあり方検討委員会、傍聴は可能でしょうか。その点についてお聞きしておきたいと思います。

それから、新型コロナウイルスワクチンの接種体制事業確保事業についてお聞きしておきたいと思います。まず、コールセンターの業務委託料として2,856万9,000円という委託料になっておりますけれども、この委託先はこれまでと同じところになるのか、委託先を教えてください。ただおこうということと、それから要するに電話で予約を受けるということが事業としては発生してくるのかと考えているのですが、人員体制をお聞きしておきたいと思います。

それからもう一つですが、保健センターの改修工事費として100万円。これは説明のところでコールセンター撤去というように書いてあるのです。この中身の説明をお聞きしておこうと思います。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

最初のご質問で幼稚園をなくすことが前提でないのかということですが、こちらにつきましては存続も含めた検討を行いたいというふうに考えております。

委員会の開催頻度ですが、議員おっしゃるように月1回あるいは2か月に1回ぐらいのペースになるかと考えております。

傍聴につきましては個人情報があれば傍聴可能と考えております。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ワクチン接種のコールセンターにつきましては、引き続きこれまでも対応していただいております。あと人員体制でございますが、通常はスタッフ1名及び責任者1名の2名体制で実施していきたいと思っておりますが、今回春夏先行接種と秋冬の開始時におきましては、コールセンターが混み合うことも想定をしまして、その時期につきましてはスタッフ1名追加して3名体制で行いたいと思っております。

あと保健センターの改修工事についてですが、今回臨時接種が令和6年3月末まで延長

されましたが、それ以後ワクチン接種がどうなのか、今のところ想定はまだはっきりしたことは見えてきていませんけれども、万が一コールセンターが必要なくなれば、保健センターの一室を利用して行っておりますので、その撤去費用ということで改修工事を予定しています。インターネット環境を整えた部分とか、あと設備として用意した机、備品等も含めましてそのような撤去も含めて改修工事として予定をしております。

以上です。

委託先業者名ですか。委託先業者名につきましては、現在近畿日本ツーリスト株式会社のほうで委託をさせていただいております。

○出口 実議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○出口 実議長 反対の方はございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第19号、令和5年度岬町一般会計補正予算（第1次）について、意見を申し上げて賛同したいと思います。

先ほどお聞かせいただいた淡輪幼稚園のあり方検討委員会の問題ですが、お聞きしたところによると存続も含めた検討ということで、これはよく住民の皆さんの声、それから専門の関係者のお考え等を聞く。聞いた上で決定をする必要があると思います。私は、存続するべきなのか、なくすべきなのか、その答えを今持ち合わせているわけではありませんけれども、アンケート結果についても追って公表される予定ということでありましようが、恐らく実に様々な声が寄せられていると思いますので、1年で結果が出るのかということが私は非常に疑問、大きな疑問を持っています。

ですので、要望といたしましては住民の声をよく聞くこと、とりわけ先ほどの谷地議員からの質問の中で、公募委員、住民公募の委員は設けないということもありましたので、住民の皆さんの声を聞く仕組みをどこかに取り入れるとか、何らかの形で工夫をすることも含めて住民の皆さんの声もしっかり聞いた上で、そして性急に答えは出すべきではないと、慎重にご検討いただきたいということを要望として申し上げて賛成したいと思います。

○出口 実議長 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号、令和5年度岬町一般会計補正予算(第1次)についてを起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○出口 実議長 日程第3、議案第20号、工事請負契約の締結について(令和4年度町道西畑線道路改良工事(その2))を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第3、議案第20号、工事請負契約の締結について(令和4年度町道西畑線道路改良工事(その2))をご説明いたします。

提案理由といたしましては、令和4年度町道西畑線道路改良工事(その2)の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、令和4年度町道西畑線道路改良工事(その2)、契約の方法は、指名競争入札でございます。契約金額は8,415万円、うち消費税及び地方消費税の額は765万円であります。契約の相手方は、大阪府泉南郡岬町深日1382番地、聖和産業株式会社代表取締役 呉海聖三でございます。

契約の経過及び工事概要につきましてご説明いたします。議案書に添付しております参考資料の1ページ、入札結果経過調書をご覧ください。

工事名、工事場所は省略をさせていただきます。工期は議会の議決日から令和5年11月30日まで。入札予定価格は税抜きで9,594万2,000円となっております。入札予定価格が

3, 000万円以上のときには低入札価格調査制度を適用しており、調査基準価格は税抜きで7, 695万4, 000円と定め、事前に公表を行っております。同じく入札予定価格が3, 000万円以上のときは失格基準価格を設けており、資格基準価格は税抜きで6, 811万8, 000円と定めております。なお、失格基準価格につきましては事前公表ではなく、落札者の決定後に公表を行っております。入札年月日は令和5年3月13日でございます。

指名業者数は、調書記載の8社で、3社が事前辞退し、5社が応札し、2社が調査基準価格を下回りました。最低価格で入札した業者の入札価格は失格基準価格を上回っていることから、この業者から当該価格で入札した理由、入札価格の積算内訳、手持ち工事の状況、資材購入先などに係る資料の提出を求め3月17日に関係課の職員で構成する低入札価格調査部会を開催し、今回の入札価格によって契約内容に適合した履行が確保されるのかについて調査を行いました。業者の積算では工事目的物を作るために直接必要とされる費用である直接工事費は、一部の工種においては、町の設計額を下回るものがありますが、必要な経費の見積もりが行われており、町内の工事であることから、本社が現場に近いことにより、その他の関連する経費を抑えることができるとの説明がありました。

必要な経費についての積算が行われており、調査基準価格を僅かに下回る入札額であることから、契約内容に適した履行がされると判断し、当該業者を落札業者として決定して、3月17日に仮契約を締結いたしました。なお落札率は予定価格の79.73%となっております。

2ページをご覧ください。本工事の概要は道路整備一式で、工事延長は280メートルとなります。

3ページに工事箇所と標準断面図を記載しております。工事箇所は、多奈川西畑の池谷地区内で路盤を整備する擁壁工、排水構造物工などが工事内容となります。

以上が議案の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号、工事請負契約の締結について（令和4年度町道西畑線道路改良工事（その2））を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○出口 実議長 日程第4、議案第21号、岬町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第4、議案第21号、岬町犯罪被害者等支援条例の制定についてをご説明いたします。

提案理由は、犯罪被害者等基本法の規定に基づき、本町の犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めるため、本条例を制定するものです。

参考資料として配付しております岬町犯罪被害者等支援条例案の概要についてをご覧ください。

条例の制定背景ですが、近年、様々な犯罪が後を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられていることも少なくありません。犯罪被害について第1次的責任を負うのは加害者であります。町民に最も身近な存在として、本町も犯罪被害者等に寄り添う施策を推進していく必要があります。

国においては、平成16年に犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等基本法を策定しており、基本法の中で、地方公共団体も法の理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、地域の状況に応じた施策を実施する責務を有することが定められております。犯罪被害者等を取り巻く状況を踏まえ、犯罪被害者等に寄り添った支援を行うため、本条例を制定するものでございます。

政府は令和3年3月30日に第4次犯罪被害者等基本計画を閣議決定し、犯罪被害者等への損害回復、経済的支援等への取組、支援等のための体制整備の取組などを重点課題として定め、警察庁では、地方公共団体における支援条例の制定及び見舞金制度の導入を要請する方針を定めました。令和3年4月現在で、犯罪被害者等支援条例を制定する大阪府内の自治体は3団体しか

く、全国的に取組が遅れている状況にあり、今年2月に警察から協力要請を受けたことから、その必要性を勘案し、早期の条例制定を目指して、本条例の制定に取り組んでまいりました。

条例の制定に当たっては、町民、事業者にも犯罪被害者等への支援に協力をいただくことからパブリックコメントを実施する必要があり、本日の追加提案となったことをご理解ください。なお、パブリックコメントについては、2月22日から3月13日まで実施し、1件のご意見をいただき、いただいたご意見も反映させて、条例案を作成させていただいております。

それでは、条例の内容についてご説明をいたします。議案裏面の犯罪被害者等支援条例と概要を併せてご覧ください。

第1条は、本条例の目的を定めております。犯罪被害者等の支援についての基本理念を定め、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進することにより、町民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を本条例の目的といたしております。

第2条は、本条例で使用する用語のうち、定義が必要なものを定めております。

第3条は、基本理念について定めております。基本理念は、法第3条の基本理念に基づいて定めております。

第4条は、町の責務について定めております。法第5条では、地方公共団体の責務について定められており、その趣旨を踏まえて、町の責務を規定したものです。本町は町民の最も身近な存在であり、犯罪被害者等からの相談や問合せに対して関係機関等と連携し、各種支援制度の案内や申請補助等の適切な調整を図ることで、犯罪被害者等への支援を実施していきます。

第5条は、町民の責務、第6条は、事業者の責務について定めております。法第6条では国民の責務について定められており、本条においてもその趣旨を踏まえて規定したものです。犯罪被害者等は被害後も再被害や周囲の無理解、または配慮に欠けた対応で2次的被害に苦しめられることもあります。地域社会において犯罪被害者等への温かな理解と支えは必要不可欠であり、町民等の支えがあつてこそ、再び平穏な生活を取り戻すことができます。犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないように、町民等は町や関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するように努めるものとしております。

第7条は、犯罪被害者等に対する相談及び情報の提供等について定めております。犯罪被害者等は犯罪等に巻き込まれて混乱してしまい、どこへ何を相談したらいいのか分からない状態で途方に暮れることも少なくありません。犯罪被害者等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、相談や情報提供を行うことを定めております。

第8条では、見舞金の支給について定めております。犯罪被害者等への経済的な支援としては、

国の制度で、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律で定めた犯罪被害者等給付金制度があります。犯罪被害者等は犯罪等で生命を奪われ、家族を失い、障害を負われ、財産を奪われる等で身体的・精神的被害及び経済的な被害をこうむっており、事情こそ異なるものの、当座の資金を必要としていることが想定されるため、使途を自由に決定できる支援として、一定の条件を満たす犯罪被害者等に対し、町から見舞金を支給することで犯罪被害者等の経済的な負担を軽減するものです。なお、見舞金については、先行団体の支給額も参考にし、死亡のとき30万円、重傷病を負ったとき10万円としております。

第9条では、広報及び啓発について定めております。犯罪被害者等の尊厳を尊重し、地域社会が支援することへの重要性や、再被害や二次的被害を防止することへの重要性の理解を深めてもらうために、広報啓発に取り組むことを定めております。

第10条では、委任について定めております。本条に規定されている事項のほか、施行に当たり必要な事項がある場合は規則を別に定めることを規定したものです。

附則では条例の施行日を定めており、この条例は令和5年4月1日から施行します。

犯罪被害者等への見舞金の支給額に併せて災害見舞金の額の引き上げを行うため、岬町災害見舞金支給条例の一部改正も併せて行います。

以上が条例の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 少し委員の皆さんにお諮りします。少し正午を過ぎると思いますが、この議案を一応最後まで行いたいと思いますので、ご理解願いたいと。この21号議案を最後まで行いたいと思います。

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 何点かお尋ねします。委員会付託がありませんので。

まず初めに申し上げるのは、必要な対応であるということと、それからこの機会に災害見舞金の額についても、引き上げが併せて行われるということは歓迎されるべきものと申し上げておきたいと思います。

お尋ねするのは、私がこれを最初見たときに犯罪の被害者、犯罪というふうに聞きますと重大事件、例えば殺人事件だとか、何かそういうことを想像してしまっていたのですが、併せてお配りいただいている施行規則の案で確認いたしますと、私の何か思っていたものと大分違ったというか、ストーカー行為等に係る被害を受けていた方だとか、児童虐待、配偶者からの暴力、高齢

者虐待、障害者虐待、今挙げたような事柄に準ずる被害を受けている方ということで、非常になんと申しますか、時代の要請にこたえるものだというふうには受け止めました。

ということは、私は、先ほどご説明いただいたその概要の資料にも書かれておりましたけれども、国の制度の犯罪被害者等給付金制度がありますが、これが非常に不十分だということは以前から問題になっていて指摘もされていたところですので、そこに不十分なところにさらに町から手当をするということで、いいことだとは思うのですけれども、今回は例えば私が最初に議案をよく読む前に想像していたような犯罪というものではなく、先ほど申し上げたストーカー行為以下、そういったもののみに対応するものというように考えていいのですねと念のため確認をさせていただきます。

それから挙げられているその被害、それぞれについては認定といいますか、例えばストーカー行為でありましたら、片方は加害者、片方は被害者ということになりますが、こういった状態になった場合に対象になるのか加害行為を行う側は、自分が加害行為を行っているという認識がない場合などがありますよね。それで被害者が警察に届けてとかいろいろあるわけですが、それぞれストーカー・DV・高齢者・障害者等の虐待を受けていた。それぞれ裁判でしたら、確定的な判決とか、そういうものがあるわけですが、どんな状態になった場合に対象となるのか、そのことをお聞きしておきたいということが1つ目です。

それから、同じ施行規則の案の中で、被害に遭われて死亡された場合、また重症を負った場合ということで見舞金の対象になるわけなのですが、死亡された場合、誰が申請をするのか、見舞金をくださいと誰が言うのかという問題で、配偶者と同時に婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にあった者、または大阪府パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けているパートナー、その他同種の証明を受けている者を含むということで、この対応は適切だと思いますが、大阪府のそのパートナーシップ宣誓書受領証を受けようと思えば少し手続が面倒くさいわけですね。事実上のいわゆるパートナーという状態にあるけれども、そういった証明を持っていない方は一体どうしたらいいのか。それから、その他同種の証明というのは具体的には何を指すのか、その辺りについてお聞きしたいと思います。

それから、相談の体制というのは非常に大事だと思うのです。岬町の場合、具体的にはどこが担当課になり、どんな体制で相談や支援を行っていくのか。犯罪被害者等からの相談や支援を関係機関と連携して実施していくということを表明するものが提案されているのですけれども、具体的な被害に遭われた方を支える仕組みはどのように構築されるのかお聞きしておきたい思います。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えをさせていただきます。まず、今回規則の内容についていくつかご質問いただいているかと思うんですけども、規則につきましては町が定める運用規定でございますので、今回の議会の審議の対象にはなっていないところでございますが、委員おっしゃられるように委員会付託を行っておりませんのでその点の細かなご質問かなというふうに思います。

まず、犯罪の対象ということでございますけども、これについては規則の中でもうたわさせていただいているように、いわゆる刑法犯、刑法による犯罪行為ということになりますので、それによって被害者の方がお亡くなりになられたり、それから重傷病、精神的な問題も含めまして重傷病を負った場合に対して、見舞金をお支払いするというものになってまいります。この場合の刑法犯の取り扱いについては、当然その犯罪行為の被害届等が警察等に届けられているというようなことが条件となってまいります。

それと2点目の死亡被害者に対する見舞金の支給条件ということで、今回我々としてはできるだけ犯罪被害者の方に寄り添うということを第一に考えまして、実質的な婚姻届を出されていない方におきましても、それと同等の扱いがあれば対象ということで考えさせていただいたところでございます。実質的にそういうふうな状況、具体的な証明ができない場合はどうするのかということにつきましては、その現実的な状況等を勘案させていただいて、我々の町のほうで判断させていただくという形になってまいるかというふうに考えております。その他同様の証明書というのは何かということになると、あらゆるそういう客観的にお示しいただけるものがあれば、お示しをいただく中で我々として判断をさせていただくという趣旨でご理解いただければと思います。

3点目の相談体制の所管の問題でございますけども、2次被害など人権問題に関わる部分が大きなところでございますので、町の担当部局としては人権推進課の方で所管する予定をしております。相談体制ということでございますけども、やはり寄り添った相談っていうのは非常に大事ということも我々も認識しておりまして、現在町のほうでは総合生活相談とか人権相談さらには法律相談なども実施しておりますので、犯罪被害者の方からそういう生活上の問題、それから人権侵害の問題、そういうことが相談があれば、今ある体制をフルに生かしまして、また関係する我々で対応できない部分については、大阪府をはじめ国等の関係機関、さらには警察等も連携して支援体制をとってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今の答弁で、被害に遭われた方をできるだけ広く救っていこうとしているという

姿勢については理解いたしました。

それでももう少し聞くのは、対象の条件の問題なのですね。私もこういう分野はあまり明るくありませんのでお尋ねするのですが、先ほど、その被害届の提出などが条件になるというふうにおっしゃっていました。それで被害届が出されるだけが条件ではないのだろうなと思って聞いていたのです。どの段階になれば、何というか、対象になるのかということか。その辺りについてお聞かせいただければと思います。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 対象としての考え方の第一としては、我々としても犯罪被害者に寄り添うというのが一番重要なことというふうに認識しておりますので、恐らく犯罪を受けても被害届が出せない、出されないというケースもあるかと思えます。その場合については、その事案を検証させていただいて柔軟な対応をさせていただきたいというふうに考えております。

○出口 実議長 よろしいですか。ほかの議員さん質疑ございませんか。

谷地泰平君。

○谷地泰平議員 私のほうから、2点ほどお尋ねしたいことがあります。

1点は、資料の記載内容についての確認なのですが、お配りいただいている新旧対照表についてなのですが、こちら上のほうの記載が、岬町犯罪被害者等支援条例新旧対照表という記載がされていて、でも内容のほうは、これは多分岬町災害見舞金支給条例というところなので、恐らくこれは記載間違いという認識でよろしいのか。議案書としてお配りいただいているものなので、その確認がしたいというところと、あと、今回この岬町災害見舞金支給条例というところで、この支給額を挙げているのですけれども、この条例と直接ではないのですけれども、岬町災害弔慰金の支給等に関する条例という部分というものも制定されていると思っていまして、これという災害弔慰金との違いというところを、参考までに教えていただきたいです。恐らく多分支給の条件等が違うのかと思うのですけれども、2つ災害等に関するこの弔慰金が支給される条例があるので、回答お願いします。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 私のほうから、新旧対照表の書き方のご指摘いただいた点でございますけれども、今回の条例については、犯罪被害者等の支援条例を作ることによって、附則で災害見舞金の支給条例を見直しているということになりますので、新旧対照表の形としてはちょっと表現がおかしいかも分かりませんが、犯罪被害者等の支援条例の新旧対照表ということで、その中で災害見舞金の支給条例の改正ということになりますので、形的にはこういう形になるという運用上の形

ということでご理解いただければと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の条例改正に併せて、災害見舞金の支給条例の改正をさせていただいています。今ご質問については、岬町災害弔慰金の支給等に関する条例とまた別の条例でございまして、こちらについては災害対策基本法に該当する大規模災害の場合については、こちらを規定されます。それに該当しない場合の災害について災害見舞金支給条例の対応を規定されているということでご理解いただけたらと思います。

○出口 実議長 ほかに質疑ございませんか。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私からは1点、先ほどパブリックコメントを実施されて1件応募があったということですが、どんなことに対しても住民の声を聞いて、可能な限り反映していくというのは大事なことです。その中で今回1件あったとのことですが、参考までにどのような内容でどこまで反映できたのかお聞かせいただきたいと思います。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 今回条例の制定に当たって、パブリックコメントを実施したところでございます。条例の内容については、ほかの団体等の条例も参考にさせていただきながら作成させていただいておりまして、見舞金の給付の条項につきまして、具体的な金額等の記載をしてなかったところがございます。その中でいただいた意見は見舞金の額とかも明記するべきではないかというご意見をいただき、また災害見舞金条例においても条例の中で額を規定しているということでもありますので、今回ご意見をいただいた中で見舞金についての額を明確に規定させていただいたところでございます。

○出口 実議長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号、岬町犯罪被害者等支援条例の制定についてを起立により採決します。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 再開は13時30分といたします。

(午後 0時14分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○出口 実議長 日程第5、議案第22号、岬町事務分掌条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第5、議案第22号、岬町事務分掌条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由としましては、総合計画に掲げる重要施策をより効率的、効果的に推進していくため、本条例に所要の改正を行うものであります。改正案文、新旧対照表もご参照ください。

改正内容としましては、機構改革・組織改編に関わる案件で、関係する部局の分掌事務を整理・移管・統合し、本条例施行規則の改正と併せて令和5年4月1日の人事配置に反映する予定でございます。

次に、条例の内容です。

第2条及び第3条の改正により、現在総務部で所管する分掌事務のうち企画地方創生課に係る分掌事務をまちづくり戦略室に所管替えをし、新たな業務として総務部の分掌事務にデジタル化の推進に関するものを加えるものです。

現在この条例改正に沿った規則改正も検討しており、主な内容としては大きく2つございます。

1つ目は、総務部から企画地方創生課をまちづくり戦略室に移管し、新たに総務部にデジタル推進課を創設すること。2つ目としまして、まちづくり戦略室の政策推進担当と企画地方創生課を統合し、課名を町長直轄の企画政策推進担当とすることです。

最後に、附則の内容でございます。議案書裏面の改正案文をご覧ください。本条例の施行日は令和5年4月1日からの施行としております。

改正内容の説明は以上でございます。検討に時間を要し、追加議案となってしまいましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 提案理由に総合計画に掲げる重要施策をより効率的・効果的に推進していくために、先ほどご紹介のありました、ご説明のありました機構改革というのですか、それをされるということなのだろうとお聞きしました。

今回のその機構改革がなぜより効率的・効果的に施策の推進につながるのかというところが、私にはよく理解ができませんので、私は皆さんのところにいて働いている人間ではありませんので、余計よく分からないのだと思うのですが、今回、先ほどご説明のありました内容に変える理由ですね。そこをもう少しお聞きしておきたいと思います。

○出口 実議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 中原議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の条例改正の意図といたしますか、今回のまちづくり戦略室の政策推進担当に総務部の企画地方創生課を組み入れて統合して、お金と人の流れを呼び込む企画部門の体制を補強・充実させて、町長直轄の組織とするということがまず一つございます。加えて、本町業務のさらなるICT化・デジタル化を図るため、今回の条例改正に至ったわけですが、もともと職員の数に関してはそれほど多くなくて限られた人数の中でやっておりますので、現在航路の運航を専門にしている政策推進担当と、企画部門、企画地方創生課を統合することによって、実際船の運航していない時期に関して企画部門、地方創生課の業務も手伝いもできますし、逆にいろんなPRに関しましても地方創生、広報担当の力を借りてお互い補強、連携しながら業務のほうをやってもらえるのかなと考えております。

○出口 実議長 よろしいですか。松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど、企画地方創生の部分とその航路の担当されている部分を一緒にしてより

進めるというのは理解できました。

その中で今度は総務部の中から、総務部の中にデジタル化の推進に関することということでICT化を押し進めていくという理由で提案されているのかと思うのですが、この総務部、今まで行っていたその総務部の中のその企画に関わることであったり、その定住施策というところが、まちづくり戦略室に移行する代わりにデジタル化の推進に関することを重きに置くという理解かと思うのですが、このデジタル化の推進に関することで、例えば、何て言うのですかね、それに特化した課とか係とか置くというような考えでいいのかどうか、お答えください。

○出口 実議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 松尾議員のご質問にお答えします。

今回、新たに創設しようとしているデジタル推進課のことなんですけども、今検討している規則改正の中身にも関わることでございます。今回の条例改正では、デジタル化の推進に関することということでざっくりくくられているんですけども、規則改正の検討してる中身としましては、例えばデジタル推進課デジタル推進系の業務としましては、行政デジタル化の総合的な企画及び調整に関すること。それから、デジタル技術を活用したまちづくりに関すること。それから、マイナンバーを活用した施策に関すること、情報システムの企画研究開発に関すること、情報システムの総括的管理及び運用に関すること、情報システムのセキュリティ対策に関すること、情報ネットワークの整備及び運用に関すること、電算室電子計算機等の運用管理に関すること、地上デジタル放送に関すること、その他デジタル政策及び情報に関することなどを規則の改正のほうで検討しております。また、本町のデジタル化を本格的に進めていくため、令和4年度の職員採用試験でデジタル人材を1名、この4月から採用します。この職員にはDX担当として担当課でいろいろと学びながら今後の本町のデジタル化を推進していく中心人物に育ててもらえればと思っております。

○出口 実議長 よろしいですか。ほかの議員さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号、岬町事務分掌条例の一部改正についてを起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○出口 実議長 日程第6、議案第23号、副町長の選任についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第6、議案第23号、副町長の選任について同意を求める件についてご説明申し上げます。

提案理由は、本町の地方創生事業の推進を図るため、上田 隆氏を選任したく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。本町では平成27年7月1日から国土交通省より種村副町長、松田副町長、松岡副町長と3名の副町長職の派遣をいただいております。特に松岡副町長におかれましては、コロナ禍の非常に厳しい時期に深日港・洲本航路の復活に向け尽力される中、国土交通省近畿地方整備局様にご配慮をいただき、通常2年間の派遣期間を延長して、本年3月末までの4年間の派遣を認めていただいたところです。この4年間、特に深日港・洲本航路の復活のため、豊富な知識と経験、国との幅広い人脈をフルに活用することで、新たに内閣府より令和4年度から3年間の地方再生計画の認可をいただき、深日洲本ライナーが令和6年度まで運行できることとなりました。また、岬町の地方創生におきましては、官民連携の取組を先頭に立って推し進めていただき、数え切れないほどの成果を上げ、また職員には大きな影響を与えていただきました。

この3月末で4年間の派遣期間を終え、国土交通省へ復帰されることとなりました。深日洲本ライナーにつきましては、令和6年度までの認可をいただいておりますが、それ以降の運行が大きな課題となってまいります。今後の深日港・洲本港間の航路再生、官民連携など地方創生事業の推進は、まさにこれからが正念場となってまいります。これらの課題の解決に向け、本格的な航路の再生を図るため、地方創生政策の推進には関係機関とのさらなる連携強化が必要不可欠でございます。

松岡副町長が国に戻られても国との関わりが途切れることなく地方創生施策を加速するため、松岡副町長の後任が必要と判断し国土交通省へ派遣要請を行い、今回の副町長の選任同意の議案

提案に至ったものでございます。住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書に記載のとおりであります。また、今回の上田 隆氏の副町長としての任期につきましては、令和7年3月31日までの2か年を予定しております。なお、国の人事異動の内示が議会開催中であったため追加議案となりました。何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、討論は省略したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

これより議案第23号、副町長の選任についてを起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第23号は原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。

ただいま選任同意され、副町長として就任されます上田 隆君からの皆様にご挨拶をいたしたいとの申出がございますので、これを許可したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

それでは、上田 隆君の入場を求めます。

それでは、上田 隆君からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○上田 隆(新副町長) 議場の皆様、ただいま岬町副町長に選任いただきました上田 隆と申します。本日、副町長に選任いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。大変光栄と感じていると同時に、田代町長、町職員の皆様とともに町政の一、一端を担うという責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。

私は平成13年に国土交通省近畿地方整備局に入省して以降、港湾空港関係におきまして、直

轄事業や補助事業、社会資本整備総合交付金事業等の予算業務をはじめ、直轄工事の発注工事、監督といった主に社会資本の整備に関する業務に携わってまいりました。また、港湾空港以外におきましても、企画の関係であったり、四国地方整備局等幅広く国土交通行政に携わってきたところでございます。

岬町では令和12年度を目標年度とする第5次岬町総合計画で、みんなでつくる恵み豊かな温もりのまち「みさき」を将来像に掲げ、喫緊の課題である人口減少問題に対応し、地方創生を成し遂げるために令和3年に第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定され、町の魅力を発信し、多くの人を呼び込むことで交流人口の拡大、定住人口の確保につながる取組を実施されておられます。

創生総合戦略の基本目標の一つである新しい人の流れを作り、定住と交流を促進する。それらについては、深日港・洲本航路の再生を軸とした深日港の活性化をはじめ、官民連携の促進による観光の振興に重点的に取り組んでこられました。特に深日港・洲本航路については、関西空港を拠点とした大阪湾南回り広域観光ルートの形成に向けて広域型サイクルツーリズムを活用したまちづくり事業に取り組み、平成29年度から令和4年度まで乗船者数は4万3,000人を超え、深日・洲本航路の復活に向け、着実に前進されていると思っております。

このような新しい人の流れを継続させるための取組が重要な政策の一つであると考えておりますので、これまで私が培ってまいりました国土交通省での経験、人とのつながりを活用してまいりたいと思います。もちろん、地域住民の方や企業との連携も重要でありますので、泉州地域、あるいは和歌山方面の方々とも連携を密にしながら、地域活性化に向けた取組を進めてまいりたいと思います。

しかし、個人の力は限られておりますので、町職員の皆様にご協力をいただきながら、また町議会の皆様にご指導を賜りながら進めてまいりたいと思っております。岬町の町の価値を高めるために、何事に対しても積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくご願ひ申し上げます。

以上、簡単ではございますが、選任に当たっての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○出口 実議長 すばらしい内容の決意を聞かせていただきありがとうございました。では、どうぞご退出をいただきたいと思います。

○出口 実議長 日程第7、議員提出議案第1号、第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機

設置を求める意見書についてを議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

岬町議会議員、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、議員提出議案をお手元の議案書を基に説明させていただきます。

議員提出議案第1号、第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機設置を求める意見書。

標記議案を下記のとおり、岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出者及び賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

提出者 岬町議会議員 竹原伸晃

賛成者 岬町議会議員 谷地泰平

瀧見明彦

反保多喜男

早川 良

以上のとおりです。

それでは裏面を見ていただきまして、議案の第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機設置を求める意見書について、議案の説明本文の朗読をもって説明と代えさせていただきます。

平素は本町の交通安全対策や安全安心なまちづくりにご指導・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のように第二阪和国道が開通し、本町住民の日常生活のアクセスや利便性が向上したことは、大変喜ばしいこととあります。しかし、孝子ランプ交差点においては地形上見通しが悪く、特に和歌山方面からランプを降り右左折する際には、府道を走る車両と接触する恐れがあると町内の住民より多数の意見を頂いており、実際に接触事故も発生している状況となっております。

このことから、本町議会としましては、車両の円滑な通行並びに通行者の安全を確保するうえで信号機設置の必要性を認識しております。令和2年10月14日及び令和3年9月9日付で大阪府警察本部並びに大阪府公安委員会に信号機設置要望書を提出しており、府道752号線の道路の路面上に注意喚起の道路表示をしていただきましたが、未だ危険な状態は続いています。町民はもとより道路利用者の通行の安全を守る観点から信号機設置の早期の対策が必要であると考えております。

本町議会としましては、交通事故による危険を回避するためにも、一日も早い信号機の設置を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。令和5年3月28日大阪府泉南郡岬町議会。

以上でございます。

なお、質疑に当たりまして自席で答弁させていただきます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

提出先は、大阪府警察本部と大阪府公安委員会となっております。

以上です。

○出口 実議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議員提出議案第1号を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

○出口 実議長 日程第8、議員提出議案第2号、岬町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

岬町議会議員、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案を説明させていただきます。

議員提出議案第2号、岬町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

本議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び岬町会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律が改正され、同法の規定が執行機関には直接適用されるが、地方議会には適用対象外とされたことから議会における個人情報保護において所要の措置を講じる必要から、本条例の制定を提案するものです。

提出者及び賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

提出者 岬町議会議員 竹原伸晃

賛成者 岬町議会議員 瀧見明彦

中原 晶

谷地泰平

反保多喜男

奥野 学

坂原正勝

辻下正純

早川 良

道工晴久

松尾 匡

以上のとおりです。

それでは、岬町議会の個人情報の保護に関する条例案の内容を説明させていただきます。

議案とともにお配りしております岬町議会の個人情報の保護に関する条例（案）の概要についての資料を併せてご参照ください。条例の概要をご説明いたします。

第1章総則では、第1条から第3条において、この条例の目的や用語の定義、議会の責務等を定めております。

第2章では、個人情報等の取扱いについて、第4条から第16条において、個人情報の保有の制限と利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、従事者の義務等を規定しています。

第3章では、個人情報ファイルについて、第17条において個人情報ファイル簿の作成及び公表を規定しています。

第4章では、第18条から第46条において、個人情報の開示、訂正及び利用停止、審査請求

等について規定しています。なお、開示請求に係る手数料は岬町個人情報の保護に関する法律施行条例と同じく無料としています。

第5章では、雑則として第47条から第52条において、保有個人情報の適用除外規定や個人情報の適切な取扱いを確保するための審査会への諮問、施行状況の公表等について規定しています。

第6章では、罰則として第53条から第57条において、正当な理由なく個人情報を提供した場合等に対する罰則について規定しております。

最後に、附則として、この条例は令和5年4月1日から施行することとし、また個人情報保護審査会に諮問することができるように岬町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する規定を定めております。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議員提出議案第2号を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

○出口 実議長 以上をもって、今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

慎重審議ありがとうございました。

続きまして、本年4月30日をもって勇退されます反保議員、辻下議員から退任の挨拶の申出がありますので、これを許可します。

まず、反保議員から演壇の前へお越してください。

○反保多喜男議員 貴重なお時間の中、こういう機会をいただきましてありがとうございます。

先ほども辻下議員から挨拶がありましたように、9期36年間という長い実績の中での辻下議員の勇退でございます。私は丸々半分の5期18年お世話になりました。それも田代町長をはじめ理事者の皆さん、そしてまた職員の皆様方の応援、ご鞭撻のおかげで今まで来させてもらいました。感謝をいたします。そしてまた私にご支持いただいた支持者の皆さん、そして住民の多くの皆様方、今までありがとうございました。

そしてまた最後になりましたが、大事な大切な議員の仲間の皆様方もうすぐ来月にはひと月足らずで議員選挙がございます。立候補される議員の皆さん、ぜひまたこの場所に戻ってこられることと、そしてまた立派な岬町、大事な岬町のますますのご繁栄と、そしてまたここにいらっしゃいます全員の皆様のご健康とご多幸をお祈り、祈念いたしまして、私のお礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○出口 実議長 反保議員、長い間ありがとうございました。

続きまして、辻下正純君、演壇のほうへお願いします。

○辻下正純議員 貴重な時間をとっていただき、誠にありがとうございます。

私は令和5年度予算の中で挨拶をちょっとしたのですけれども、再度議長のほうから一言挨拶してくださいということとさせていただきます。

議員生活36年の中で一番印象に残っていることは2つあります。1つは百条委員会の設置。これはあつてはならないことだと議会の中では思っているのです。それともう一つは、これはもう新聞にも載りましたピストル事件。議会のピストル事件。これも印象に皆、残っているかと思うのですけれども、まだ新しい議員はまだそこまで分かっていないと思うのだけれど、これは、2つだけもう印象に、悪いことですよ、これは議会では、それが印象に残っているということでございます。

長年36年間、町長をはじめ町職員の方、また議会事務局の皆さん本当にありがとうございました。

これで終わります。

○出口 実議長 辻下議員、長い間ありがとうございました。

2議員におかれましては、多くの役職に就かれ、議会議員としての重責を全うされ、大変ご苦勞さまでございました。お体には十分気を付けていただき、今後とも岬町の発展のためにご支援、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

これをもって、令和5年第1回岬町議会定例会を閉会します。

(午後 2時10分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和5年3月28日

岬町議会

議 長 出 口 実

議 員 松 尾 匡

議 員 道 工 晴 久